

広島県公安委員会決裁規則をここに公布する。

平成22年2月1日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第1号

広島県公安委員会決裁規則

(目的)

第1条 この規則は、広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する事務の決裁及び専決に関する基準を定め、事務の能率的な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 公安委員会が、その権限に属する事務の処理について、最終的に意思決定することをいう。
- (2) 専決 公安委員会の権限に属する事務の処理について、常時公安委員会に代わって意思決定することをいう。

(公安委員会の決裁)

第3条 公安委員会は、次に掲げる事項について決裁するものとする。

- (1) 警察本部の立案に係る条例案
- (2) 公安委員会規則
- (3) 公安委員会規程
- (4) 公安委員会告示（定例・軽易なものを除く。）
- (5) 監査委員監査に関すること。
- (6) 警察法（昭和29年法律第162号）の規定による地方警務官の任免の同意及び懲戒に関する勧告、監察の指示、警察署協議会委員の委嘱、援助の要求（緊急の場合を除く。）並びに苦情の処理に関すること。
- (7) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）の規定による裁定、仮給付金の支給の決定及び裁定申請の却下に関すること。
- (8) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）の規定による留置施設視察委員会委員の任命に関すること。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）及び古物営業法（昭和24年法律第108号）の規定による営業の不許可及び営業許可の取消し、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の規定による所持の不許可及び所持許可の取消し並びに警備業法（昭和47年法律第117号）の規定による営業の不認定及び営業認定の取消しに関すること。
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による信号機又は道路標識等を設置して

行う特に重要な交通規制の決定，運転免許の拒否（仮運転免許の拒否を除く。），運転免許の取消し（再試験の結果，臨時適性検査及び申請に係るものを除く。）及び指定自動車教習所の指定に関すること。

- (11) 異議申立てに対する決定及び審査請求に対する裁決に関すること。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定による暴力団の指定及び指定の取消しに関すること。
- (13) 広島県不当な街宣行為等の規制に関する条例（平成17年広島県条例第48号）の規定による違法行為者に対する禁止命令に関すること。
- (14) 広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）及び広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）の規定による情報の開示又は不開示の決定に関すること。
- (15) 第6号，第7号，第9号，第10号及び第12号から第14号までに掲げるもののほか，法令に基づく不利益処分に関すること（軽微なものを除く。）。
- (16) 前各号に掲げるもののほか，警察の制度及び運営についての重要な施策に関すること。
（警察本部長等の専決）

第4条 警察本部長及び警察署長は，公安委員会の権限に属する事務のうち，前条各号に掲げるもの以外の事務について能率的な事務を行うため，専決し，又は必要と認めた職員に専決させることができる。ただし，公安委員会が別に専決する職員を定めた場合はこの限りでない。

（専決した事務の報告）

第5条 警察本部長及び警察署長は，前条の規定により専決処理した事務については，適宜その概要をとりまとめ，公安委員会に報告しなければならない。この場合において，警察署長が行う報告は，警察本部長を通じて行うものとする。

附 則

この公安委員会規則は，公布の日から施行する。